

№.38 2023年6月発行

編集·発行

石狩市環境市民部 消費生活センター 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り

400

消費者月間統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術~デジタル社会の進展と消費者のくらし~」

石狩市消費者大会を開催しました!

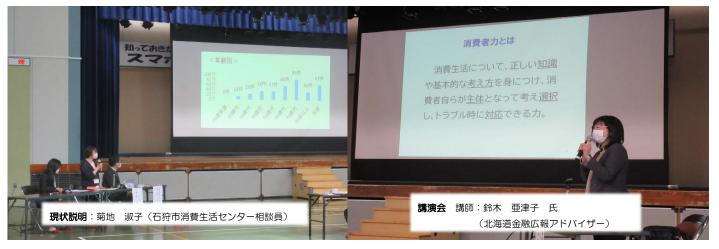
消費者庁が主唱する5月の消費者月間に合わせて「消費者大会」を実施し、消費生活に関する身近なテーマで専門講師を招いた講演会を開催したほか、パネル展で消費者トラブルの注意喚起を行いました。





5/22~5/31 でパネル展を開催しました。最近若年者 や高齢者から相談の多いトラブル事例を含めた内容となりました。

講演会では、まず本市消費生活センター相談員の菊地から「石狩市における消費生活に関する現状」について説明を行い、続いて今年度の消費者月間のテーマにちなみ、北海道金融広報アドバイザーの鈴木亜津子氏から、スマホに関する知識やネット通販トラブル等についてご講演いただきました。会場参加者全員でロールプレイングをしたり、ご質問も相次ぐなど、盛況でした。



5月は消費者庁が主唱する消費者月間

【消費者月間テーマ】 デジタルで快適、消費生活術 ~デジタル社会の進展と消費者のくらし~



鈴木アドバイザーの講演では、スマホやインターネットの基本的な仕組 みについてもご解説いただきました。インターネットショッピングやスマホに インストールした決済アプリの利用など、デジタルは消費生活に深く浸透 しています。近年はコロナ禍で、外出しての実店舗での買い物がままなら なかったという状況も相まって、急速に普及したと言っても良いでしょう。

デジタル技術を活用すれば、いつでもどこでも誰でも、物を買ったり契 約をすることができます。一方で、スマホやパソコンを使って、自分でも気 づかずに高価な物の定期購入契約をしてしまったり、アルバイトに応募し たつもりが消費者金融で借金をさせられていたなどのトラブルもあります。

国民生活センターでは、デジタルによる消費生活のトラブルについて特 集で、注意喚起を行っています。ぜひご覧ください。

国民生活センター 「デジタル・プラットフォームに 関するトラブル」



https://www.kokusen.go.jp/ soudan now/data/degitalplatform.html



消費者被害を未然に防ぐために、消費者としての心構え やトラブルに遭った場合の対処法を学びませんか?

町内会や高齢者クラブなどの集会に消費生活相談員を 派遣する【出前講座】の申込みを受け付けています。

講座は無料です。少人数・短時間でも実施できますので、 ぜひご利用ください。

消費生活センター ●申込・問合せ TEL:72-3191 (FAX:72-3199)

出前講座を利用してみませんか?

- ★石狩市まちづくり出前講座★
- **講座テーマ例**

『悪質商法の手口と対処法』

…最近の悪質商法の事例と対策について解説します。

『消費者力を高めよう』

…消費者トラブルの未然防止・被害回復・契約について 解説します。

『②鬱っ心冷。。。』と思ったら、相談してください! 石狩市消費生活センター **20133-75-2282**

石狩市役所1階(平日午前10時~午後4時) ※ 土日祝日の電話相談は消費者ホットライン→

消費者ホットライン

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。